

全養協通信

平成22年3月30日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509
<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

国の動き

1. 平成22年度の社会的養護施策の詳細を説明

～ 全国家庭福祉施策担当係長会議開催(3月17日) ～

3月17日、厚生労働省は、都道府県・指定都市等の担当者を招集し、全国家庭福祉施策担当係長会議を開催しました。2月25日の全国児童福祉主管課長会議をふまえ、施策の詳細を説明したものです。

(1) 小規模グループケアについて

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」雇児発第0330008号(平成17年3月30日)における、「児童養護施設における小規模グループケア実施要綱」の一部改正(案)が示されました。(下線部が新たな改正内容、なお乳児院・情緒障害児短期治療施設等における小規模グループケアは別途項目となります)

6. 職員

小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。

定員40人以下の施設。

小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。

9. 施設の指定等

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。

ただし、以下 ～ のすべてに該当する場合は3小規模グループケアまで指定できること。

小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。

1 本体施設において、すでに2小規模グループケアの指定を受けている施設。

都道府県が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。

なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、各都道府県ごとに、施設種別(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)を通じて1施設指定できること。ただし、各都道府県ごとに、施設種別を通じた総施設数が20施設を超える場合は、必要に応じさらに1施設指定できること。以下、同様に30施設増える毎にさらに1施設指定できること。

(2) 看護師配置の充実について

「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」雇児発第 0612014 号の 4 (平成 20 年 6 月 12 日) の一部改正 (案) が示されました。

今までは、「児童養護施設において、医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた児童が 20 名以上入所していること」としていたのを「15 名以上」としています。

(3) その他

被措置児童等虐待の調査について

平成 21 年 4 月施行の改正児童福祉法による被措置児童等虐待の対応状況を調査するため、厚生労働省が各都道府県・指定都市等に対して実施する「被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等にかんする調査 (案)」が示されました。

被措置児童等虐待の内容 (届出・通告状況) や、都道府県児童福祉審議会の運営方法、開催状況、研修等の実施状況等について、数値等による状況把握が行われます。

調査結果は、別途公表されることとなっています。

施設退所後の支援について

平成 20 年度からモデル事業として実施していた「地域生活・自立支援事業」は「退所児童等アフターケア事業」として組み換え、一般事業として実施することとなり、その要綱案が示されました。

2. 「保育士養成課程等検討会・中間まとめ」まとまる

～ 平成 23 年度入学生から実施する方向で検討 ～

厚生労働省では、昨年 4 月の保育所保育指針改定をふまえ、保育士養成課程等の見直しを検討するために、昨年秋から学識者等による「保育士養成課程等検討会」を設置し検討を進めてきましたが、3 月下旬に「中間まとめ」が公表されました。

社会的養護にかかわる内容は、次のとおりです。

教科目の名称変更

「養護原理」「養護内容」を、「社会的養護」「社会的養護内容」と変更する。これにあわせて保育士試験科目の名称も変更する。

実習受け入れ施設の範囲、要件の見直し

居住型児童福祉施設等における実習受け入れの確保が難しくなっている実情をふまえ、障害児通所施設等を含めるなど、受け入れ施設の範囲や要件を見直す。

現任研修の計画的実施

保育士養成施設での基本的な学習の上に、現任研修が重ねられていくことが望まれる。

今後、パブリックコメント実施の後、改正に向けての準備が進められます。

「中間まとめ」は、厚生労働省ホームページに掲載されています

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0309-6.html>

(「厚生労働省トップページ」「審議会、研究会等」「上記以外の検討会、研究会等」「保育士養成課程等検討会」)

ホームページ掲載資料は (案) 段階の資料です。

3. 高校卒業後、進学・進級される方への助成等を活用ください

(1) メイスン財団奨学制度

(平成22年4月に大学・短大・専門学校等に入学する方が対象)

メイスン財団(財団法人 東京メソニック協会)が児童養護施設実施する「メイスン財団奨学制度」は、今年で6年目となります。

全国の児童養護施設を退所し(措置延長者含む)高校卒業後、平成22年4月に、大学、短期大学、各種・専門学校等に進学する向上心旺盛で、とくに経済的援助を必要とする方を対象として若干名の募集を行います。(本奨学制度は書類による選考があります)

詳細は、本通信に同送の「助成要項」をご覧ください。助成要項は全養協ホームページにも掲載しています。

(2) アトム基金「進級応援助成制度」

(大学・短大・専門学校等入学後、2年次目以降の方が対象)

進学後に進級する退所児童のみなさんの経済的負担を軽減し、自立への支援をはかることを目的として実施します。

児童養護施設に入所していた児童で、高等学校卒業後、大学・短期大学・専門学校等に進学し、その後、平成22年度に当該進学先の2年次目以上に進級した(する)方が対象です。なお、昨年度の本助成制度に未申請の場合、3年次目、4年次目に進級した方も対象となりますので、ぜひご活用ください。

詳細は、本通信に同送の「募集要綱」をご覧ください。募集要綱は全養協ホームページにも掲載しています。

4. 「季刊・児童養護」を定期購読しませんか

～平成22年度に1年間定期購読されると、「40周年記念誌」を贈呈～

全養協では、児童養護施設の子どもたちの生活と育ちをささえるために、養育の参考となる実践・情報をお届けする「季刊・児童養護」を年間4回発行しています。

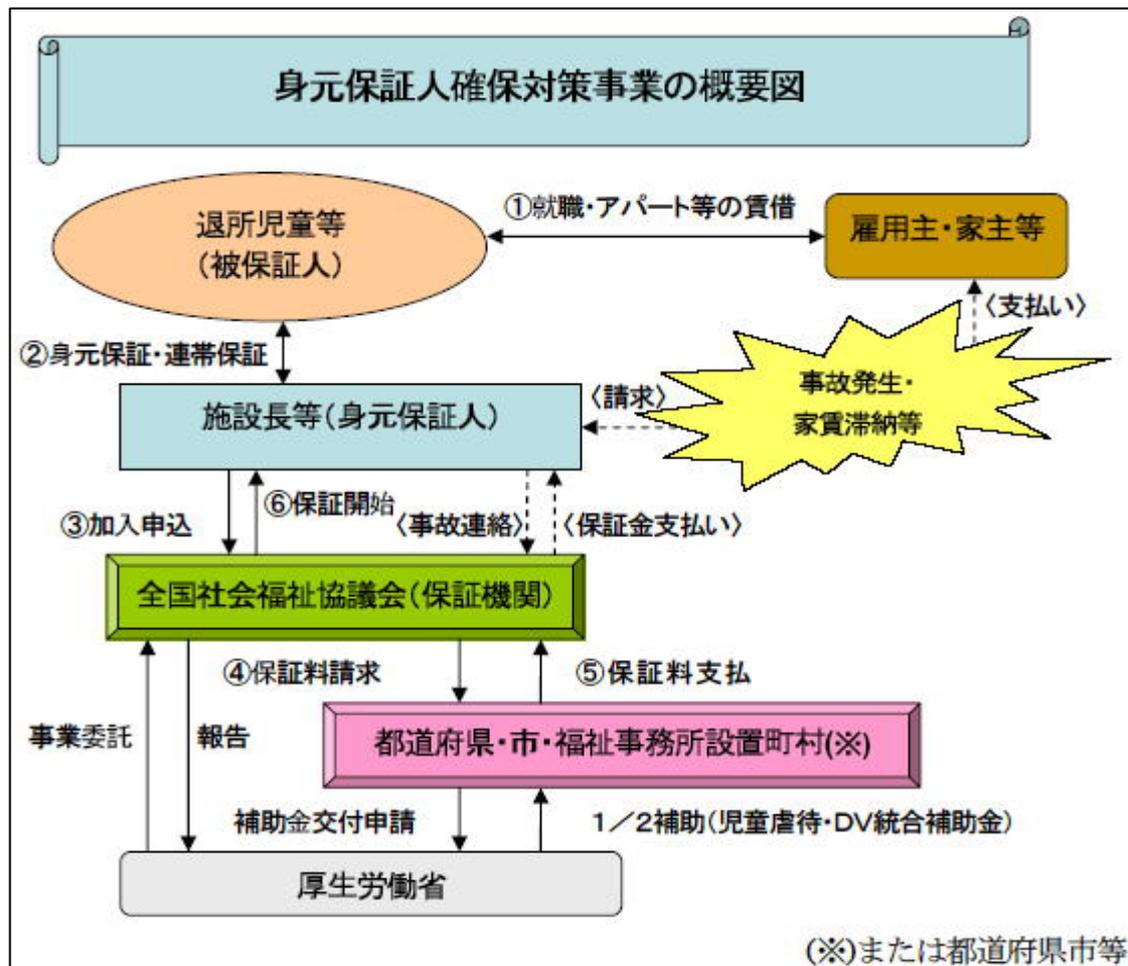
「季刊・児童養護」を、ぜひ貴施設で定期購読いただくとともに、職員のみなさんにご案内くださるようお願いいたします。

平成22年度に1年間の定期購読をいただきますと、平成22年6月発行予定の「季刊児童養護・40周年記念誌」を、第41巻1号送付時にあわせてお送りします。費用は定期購読代(年間)3,000円(送料共)に含まれますので、ぜひ定期購読をご検討ください。

定期購読は、全養協ホームページからお申込みいただけます。

5. 「身元保証人確保対策事業」をご利用ください

厚生労働省では、児童養護施設等を退所する子どもの自立支援の一環として、就職やアパート等の賃借に際して児童養護施設長が身元保証人・連帯保証人となる場合、その損害を一定額まで補償するための保証制度（身元保証人確保対策事業）を3年前からはじめています。制度の実施主体は都道府県・指定都市等で、全国社会福祉協議会が保証機関として制度の運営を行っています。概要は次のとおりです。



就職、アパート等の賃借にあたり、施設長が退所児童の身元（連帯）保証人になる際には、ぜひ本制度の利用をご検討ください。また、保証にかかる費用は国と都道府県が支出しますので、身元（連帯）保証人となった施設長の負担は不要です。

利用にあたっては当該退所児童の措置元の都道府県・指定都市行政にお問い合わせください。（都県によっては、本制度とは別の事業を行っている場合があります）